

協会けんぽからの
お知らせ

平成23年度の

健康保険料率が変わります

協会けんぽは厳しい財政状況の中、昨年の春より加入者・事業主の皆様健康保険料の大幅な引上げをお願いせざるを得ませんでした。状況は依然として厳しく、また現在抱えている準備金（積立金）の赤字を平成24年度末までに返済しなければならないことから、本年も3月分（4月納付分）の保険料より、引上げをお願いせざるを得なくなりました。

現下の中小企業の厳しい経営環境や家計の状況、また景気の先行きも不透明な中ではありますが、加入者の皆様の健康な生活を支え、安心して医療サービスを受けられるように、このようなご負担につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

こちらのリーフレットを加入者の皆様にご覧いただくなど、周知していただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大阪支部

現 行

9.38%

平成23年3月分
(4月納付分) ~

9.56%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(現行1.50%から1.51%に変更)が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽの支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



健康保険料の支払額はいくら増えるのですか？

目安として以下のとおりとなります。

【加入者ご本人の保険料増加額(目安)／月間】

月収(税引き前)	保険料月額増加額
20万円	100円～200円
30万円	200円～300円
40万円	300円～400円

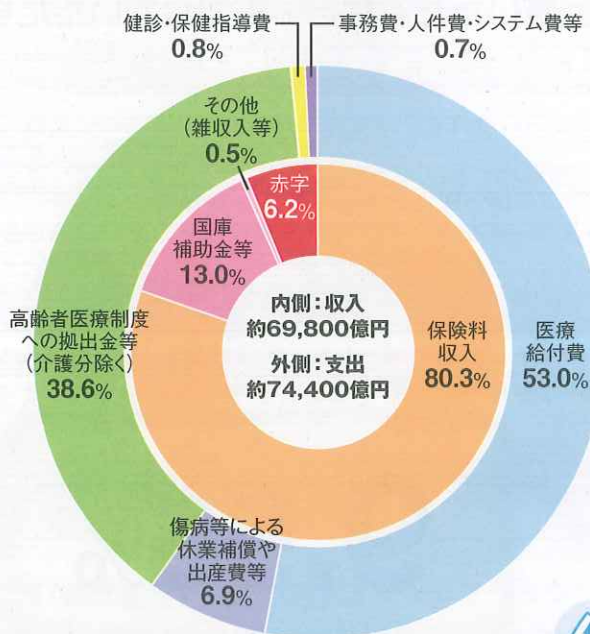
※保険料は、労使折半ですので、事業主も同額の負担増となります。
 ※増加額は、都道府県ごとに異なります。
 ※40歳から64歳までの方は、介護保険料の増加額として、これに月収(税引き前)に応じて10円～20円程度増加します。



保険料は何に使われているのですか？

協会けんぽの収支内訳

(平成21年度決算を元に作成)



健康保険料の使い道は、加入者の皆様の医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

【一人当たり(年間)】

保険料の負担 年約**34.5万円** → 保険給付 年約**40.3万円**

※保険料のほか国庫補助(税金)等により約5.8万円が給付に充てられています。

保険料1万円当たりの使い道は？



加入者の皆様が病院等を受診した時の医療費
 約**5,300円**



加入者の皆様が病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金
 約**690円**



加入者の皆様の健診費
 保健指導費
 約**80円**



他制度の高齢者の方々が病院等を受診した時の医療費(拠出金)
 約**3,860円**



協会けんぽの事務費・人件費・システム費等
 約**70円**



なぜ、保険料率が上がるのですか？

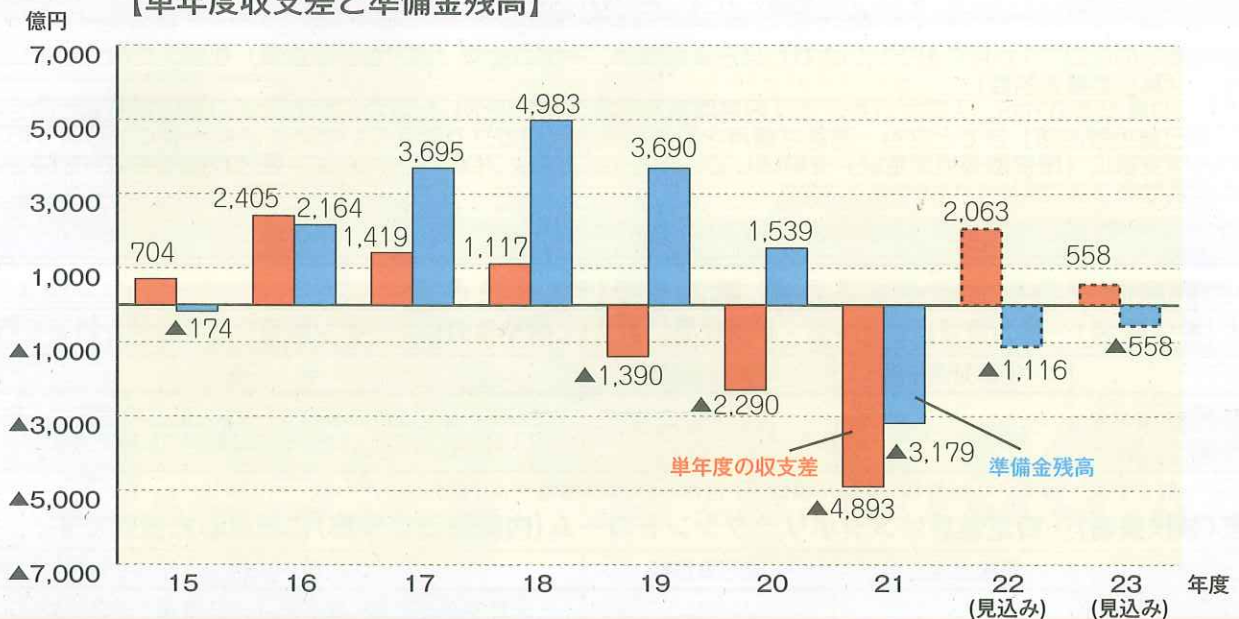
近年、高齢化などによる医療費支出の伸びが、保険料収入の基礎である賃金の伸びを上回っており、その差は拡大しています。また、昨今の不況の影響により、中小企業等で働く方々の賃金の下落に伴い保険料収入が落ち込んでいます。

【医療費と報酬（賃金）の伸び（対平成15年度の指数）】



平成18年度に5,000億円あった準備金は、21年度末には▲3,200億円の赤字に陥りました。22年度から24年度末までの間に返済しなければなりません。

【単年度収支差と準備金残高】



介護保険制度と介護保険料について

- 介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。
- 平成21年4月の介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善を図ることとされましたが、この改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、国から協会けんぽをはじめ各保険者に交付金が交付されています。これにより、協会けんぽでは、平成21年度はこの改定に伴う保険料上昇分の全額が軽減され、平成22年度はその半額が軽減されました。



今後も保険料率は上がるのですか？

今の収支状況が続けば、準備金（積立金）の赤字を返済する最終年度である平成24年度の保険料率も、引上げざるを得ない見通しです。このため、国に協会の医療費に対する国庫補助率の引上げを要望しています。

保険料率の上昇を抑制するため、協会けんぽは努力を続けます。

加入者の皆様にもご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用促進



協会

服用するお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。



加入者の皆様

お知らせした4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えました。切り替えによる医療費の軽減効果は、年間約70億円（推計）でした。

医療費適正化・経費削減



協会

◆医療機関から誤った保険請求がなされていないか点検することにより、
効果額 約270億円（目標）

◆事務経費の削減により、
効果額 約25億円

保険料率の上昇を抑制するためには



協会

審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。



加入者の皆様

軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、地域の救急電話相談の利用を考えましょう。
また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復（接骨院）の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。



協会

扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に再確認させていただきます。



加入者の皆様

平成22年度の再確認業務にご協力いただき、ありがとうございました。効果額は、約40億円（見込み）です。



協会

加入者の皆様の健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。



加入者の皆様

病気の早期発見・早期治療・適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。

扶養家族の再確認

年に一度の定期健診

健康保険の正しい利用

<健康保険給付の種類と概要>

療養の給付 (病気やけがの療養を受けたとき)	義務教育就学前の方	窓口負担は2割(医療費の8割を給付)		
	70歳未満の方	窓口負担は3割(医療費の7割を給付)		
	70歳以上75歳未満の方	窓口負担は1割(医療費の9割を給付) ※現役並み所得者の方：窓口負担3割(7割を保険給付)		
高額療養費 (1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額を支給)	【70歳未満の方の自己負担限度額】			
	上位所得者	150,000円+{(医療費-500,000円)×1%}		
	一般	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}		
	低所得者	35,400円		
	※上位所得者:標準報酬月額53万円以上の方、低所得者:被保険者が住民税非課税等の場合			
	【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】			
	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
	現役並み所得者	44,400円	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}	
	一般	12,000円	44,400円	
	低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円		
※現役並み所得者:標準報酬月額28万円以上の方 ※低所得者II:被保険者が住民税非課税等の場合、低所得者I:世帯全体が住民税の課税対象となる所得がない等の場合				
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき、超えた額を支給			
その他の療養費等	入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費			
傷病手当金	療養のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を欠勤4日目から1年6か月の範囲で支給 ^{※1}		
出産育児一時金	出産したとき	1児につき42万円を支給 ^{※2}		
出産手当金	出産のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日後56日間支給 ^{※1}		
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円の範囲内で支給		

※1 傷病手当金、出産手当金については、被扶養者及び任意継続被保険者には支給されません。
 ※2 妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は39万円となります。

高額療養費制度、限度額適用認定証をご存知ですか？

医療機関等の窓口で1か月にお支払いされた自己負担額が、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻されます。(高額療養費制度)

また、70歳未満の方が、入院されたとき「限度額適用認定証」を提示した場合、医療機関の窓口でお支払いされる額が「自己負担限度額」までとなり、高額な費用を医療機関の窓口で立て替えていただく必要がなくなりますので、協会けんぽ支部に「限度額適用認定証」を申請してください。なお、70歳以上の方は、区分が低所得の方を除き、申請する必要はありません。

◆健診

ご自分の健康状態をチェックするため、健診を受けましょう。

■ご本人(被保険者)…生活習慣病など予防・早期発見に着目し、胸や胃のレントゲン検査など全般的な検査を行います。

	受診対象年齢	自己負担額	手続き
生活習慣病予防健診 一般健診	35~74歳	最高6,843円	受診を希望する健診機関に予約し、健診申込書に必要事項を記入のうえ、協会けんぽの支部にお申し込みください。

※一般健診のほかに、付加健診、乳がん検診、子宮がん検診の種類があります。

■ご家族(被扶養者)…特定健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

	受診対象年齢	自己負担額	手続き
特定健診	40~74歳	費用総額から5,400円を差し引いた額	・受診券がお手元に届きましたら、希望する健診機関に予約して受診してください。 ・受診券を紛失された方は、受診券申請書にて協会けんぽの支部に申請してください。

◆保健指導

- ・ご本人(被保険者)の方には、保健師などが事業所にお伺いして特定保健指導を行っています。
- ・ご家族(被扶養者)の方で特定保健指導の対象となった方には利用券をお届けします。

注) 申請等は郵送でも受け付けています。
 郵送による手続きにご協力ください。
 ※申請書は協会ホームページから入手できます。

お問い合わせはこちらまで

 全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549

大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

TEL06-6201-7070

全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の方の保険料額 (平成23年3月分(4月納付分)～)

(大阪府)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
					9.56%		11.07%	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満				
1	58,000	1,930	63,000	73,000	5,544.8	2,772.4	6,420.6	3,210.3
2	68,000	2,270	73,000	83,000	6,500.8	3,250.4	7,527.6	3,763.8
3	78,000	2,600	83,000	93,000	7,456.8	3,728.4	8,634.6	4,317.3
4	88,000	2,930	93,000	101,000	8,412.8	4,206.4	9,741.6	4,870.8
5	98,000	3,270	101,000	107,000	9,368.8	4,684.4	10,848.6	5,424.3
6	104,000	3,470	107,000	114,000	9,942.4	4,971.2	11,512.8	5,756.4
7	110,000	3,670	114,000	122,000	10,516.0	5,258.0	12,177.0	6,088.5
8	118,000	3,930	122,000	130,000	11,280.8	5,640.4	13,062.6	6,531.3
9	126,000	4,200	130,000	138,000	12,045.6	6,022.8	13,948.2	6,974.1
10	134,000	4,470	138,000	146,000	12,810.4	6,405.2	14,833.8	7,416.9
11	142,000	4,730	146,000	155,000	13,575.2	6,787.6	15,719.4	7,859.7
12	150,000	5,000	155,000	165,000	14,340.0	7,170.0	16,605.0	8,302.5
13	160,000	5,330	165,000	175,000	15,296.0	7,648.0	17,712.0	8,856.0
14	170,000	5,670	175,000	185,000	16,252.0	8,126.0	18,819.0	9,409.5
15	180,000	6,000	185,000	195,000	17,208.0	8,604.0	19,926.0	9,963.0
16	190,000	6,330	195,000	210,000	18,164.0	9,082.0	21,033.0	10,516.5
17	200,000	6,670	210,000	230,000	19,120.0	9,560.0	22,140.0	11,070.0
18	220,000	7,330	230,000	250,000	21,032.0	10,516.0	24,354.0	12,177.0
19	240,000	8,000	250,000	270,000	22,944.0	11,472.0	26,568.0	13,284.0
20	260,000	8,670	270,000	290,000	24,856.0	12,428.0	28,782.0	14,391.0
21	280,000	9,330	290,000	310,000	26,768.0	13,384.0	30,996.0	15,498.0
22	300,000	10,000	310,000	330,000	28,680.0	14,340.0	33,210.0	16,605.0
23	320,000	10,670	330,000	350,000	30,592.0	15,296.0	35,424.0	17,712.0
24	340,000	11,330	350,000	370,000	32,504.0	16,252.0	37,638.0	18,819.0
25	360,000	12,000	370,000	395,000	34,416.0	17,208.0	39,852.0	19,926.0
26	380,000	12,670	395,000	425,000	36,328.0	18,164.0	42,066.0	21,033.0
27	410,000	13,670	425,000	455,000	39,196.0	19,598.0	45,387.0	22,693.5
28	440,000	14,670	455,000	485,000	42,064.0	21,032.0	48,708.0	24,354.0
29	470,000	15,670	485,000	515,000	44,932.0	22,466.0	52,029.0	26,014.5
30	500,000	16,670	515,000	545,000	47,800.0	23,900.0	55,350.0	27,675.0
31	530,000	17,670	545,000	575,000	50,668.0	25,334.0	58,671.0	29,335.5
32	560,000	18,670	575,000	605,000	53,536.0	26,768.0	61,992.0	30,996.0
33	590,000	19,670	605,000	635,000	56,404.0	28,202.0	65,313.0	32,656.5
34	620,000	20,670	635,000	665,000	59,272.0	29,636.0	68,634.0	34,317.0
35	650,000	21,670	665,000	695,000	62,140.0	31,070.0	71,955.0	35,977.5
36	680,000	22,670	695,000	730,000	65,008.0	32,504.0	75,276.0	37,638.0
37	710,000	23,670	730,000	770,000	67,876.0	33,938.0	78,597.0	39,298.5
38	750,000	25,000	770,000	810,000	71,700.0	35,850.0	83,025.0	41,512.5
39	790,000	26,330	810,000	855,000	75,524.0	37,762.0	87,453.0	43,726.5
40	830,000	27,670	855,000	905,000	79,348.0	39,674.0	91,881.0	45,940.5
41	880,000	29,330	905,000	955,000	84,128.0	42,064.0	97,416.0	48,708.0
42	930,000	31,000	955,000	1,005,000	88,908.0	44,454.0	102,951.0	51,475.5
43	980,000	32,670	1,005,000	1,055,000	93,688.0	46,844.0	108,486.0	54,243.0
44	1,030,000	34,330	1,055,000	1,115,000	98,468.0	49,234.0	114,021.0	57,010.5
45	1,090,000	36,330	1,115,000	1,175,000	104,204.0	52,102.0	120,663.0	60,331.5
46	1,150,000	38,330	1,175,000		109,940.0	54,970.0	127,305.0	63,652.5
47	1,210,000	40,330			115,676.0	57,838.0	133,947.0	66,973.5

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.56%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。
- ◆健康保険料率のうち、5.94%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ◆賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計)となります。
- ◆被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- ◆納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～